

平成 21 年 9 月 11 日 (金)  
 平成 21 年度 第 3 回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録  
 平成 21 年度 第 3 回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

平成 21 年度第 3 回練馬区地域包括支援センター運営協議会 平成 21 年度第 3 回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成 21 年 9 月 11 日 (金) 午後 3 時 ~ 午後 5 時
2 場所	練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
3 出席者	(委員 18 名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、三橋道子委員、大垣喜久江委員、堀洋子委員、上野芳史委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員  (事務局 6 名) 福祉部長、地域福祉課長、介護保険課長、在宅支援課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長
4 傍聴者	0 名
5 議題	地域包括支援センター運営協議会 【案件なし】 地域密着型サービス運営委員会 1 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) . . . 資料 1 2 地域密着型サービス事業者の指定について . . . 資料 2 3 地域密着型サービス事業者の指定更新について . . . 資料 3 4 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について . . . 資料 4 その他 1 介護保険について . . . 資料 5
6 配布資料	席上配布資料 1 地域密着型サービス事業者の公募について . . . 資料 1 2 地域密着型サービス事業者の指定について . . . 資料 2 3 地域密着型サービス事業者の指定更新について . . . 資料 3 4 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について . . . 資料 4 5 介護保険について . . . 資料 5 6 安心して保健福祉サービスを利用していただくために 7 平成 20 年度練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 活動報告

平成 21 年 9 月 11 日 (金)

平成 21 年度 第 3 回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成 21 年度 第 3 回 練馬区地域密着型サービス運営委員会会議要録

7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部在宅支援課高齢調整係 ： 5 9 8 4 - 4 5 8 2 (直通) Eメール：<a href="mailto:zaitakusien01@city.nerima.tokyo.jp">zaitakusien01@city.nerima.tokyo.jp</a></p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 ： 5 9 8 4 - 4 5 8 9 (直通) Eメール：<a href="mailto:kaigo02@city.nerima.tokyo.jp">kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</a></p>
-------	---

## 第 3 回地域包括支援センター運営協議会 第 3 回地域密着型サービス運営委員会

(平成21年9月11日(金): 午後3時00分~午後5時00分)

(委員長) これより平成21年度第3回練馬区地域包括支援センター運営協議会並びに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数のご報告をお願いします。

(事務局) 本日、出席者17名。鈴木志知郎委員と忠内委員から欠席のご連絡をいただいている。それから傍聴者の方は今のところ0人である。以上である。

(福祉部長) 冒頭、始まる前に、実はお詫びを申し上げたいと思っている。

実は、7月29日の当運営協議会および運営委員会で、私ども行政の方が非常に私語が多くて聞きづらいというような、不愉快な思いをされたというご指摘があった。

今後、このようなことがないように心がけるとともに、お詫び申し上げたいと思う。どうも申しわけございませんでした。

(委員長) 前回、7月29日に開催した第2回委員会などの会議要録について確認をする。事前に事務局より送付されていると思うが、内容について訂正などあるか。よろしいか。

(なし)

(委員長) では、次第に沿って議事を進める。

本日も、委員の皆様の闊達なご意見・ご発言をお願いしたいと思う。前回、大変運営がうまくいなくて5時を過ぎてしまったが、今日は5時という時間をきちんと守って、行っていきたいと思う。ぜひ、会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

また、議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してお願いしたいと思う。よろしくをお願いします。

本日は地域包括支援センター運営協議会に関する案件はない。地域密着型サービス運営委員会のみ案件になるので、そちらの方に入る。

なお、あらかじめ申し上げるが、次第の案件1の地域密着型サービス事業者の公募については非公開とさせていただきます。

これは付属機関などの会議の公開及び区民公募に関する指針で定めた会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため非公開とさせていただきます。そのため、傍聴者については会議室からご退出していただく旨ご了承いただきたいが、本日は傍聴の方がいらっしゃらないので、このまま進めさせていただきます。

それでは、地域密着型サービス運営委員会の案件1、地域密着型サービス事業者の公募についてということで進めていきたいと思う。

では、介護保険課長、資料1についてのご説明をよろしくお願いします。

地域密着型サービス運営委員会

1 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）

それでは、案件 2 の方に移る。地域密着型サービス事業者の指定についてということで、資料 2 の説明を介護保険課長にお願いします。

2 地域密着型サービス事業者の指定について

（介護保険課長） 【資料 2 について説明】

（委員長） それでは、この資料 2 について質問などあれば、どうぞお願いします。

（な し）

（委員長） よろしいか。それでは資料 2 はないようなので、続いて案件 3、地域密着型サービス事業者の指定更新についてということで、資料 3 の説明を介護保険課長、お願いします。

3 地域密着型サービス事業者の指定更新について

（介護保険課長） 【資料 3 について説明】

（委員長） それでは、この資料 3 についての質疑があればお願いします。よろしいか。

（な し）

（委員長） それでは、続いて案件 4 になる。練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用についてということで、介護保険課長、資料 4 の説明をお願いします。

4 練馬区被保険者の区外地域密着型サービス事業者の利用について

（介護保険課長） 【資料 4 について説明】

（委員長） ただいまの説明で、何かご質問等はあるか。いかがか。

（委員） 今、福岡の例を挙げられたが、このほか、長野県内とか神奈川県、そのほかの県内で、同じようなことで利用したいという希望でここに書いているのか。

（介護保険課長） 内容を一々全部精査はしていないのだが、私が見る限りでは、そういうふうなケースが非常に目立つかなと考えている。

逆に、練馬区内のグループホームにおいても地方から自分の親を呼び寄せていらっしゃる。これも、若干触れるが、そういう場合には、練馬区では区民として、本来は 3 か月以上いなければいけないという規定はあるのだが、子どもの親の呼び寄せの場合はこれを認めていこうということで現在認めている状況である。以上である。

（委員） 練馬区民が同じように入っている利用者さんというのは数としても多いのか。

（介護保険課長） これは練馬区内のグループホームにいらっしゃるという意味ではなくて。

（委員） 外から入ってきた数というのは。

(介護保険課長) 実態として何人くらいと言われると、それは正確に調べていないのだが、大体4分の1から3分の1くらい。結構な数の呼び寄せというのはあると伺っている。

(委員長) そのほかあるか。

(委員) 練馬区は、隣接に埼玉や杉並とか、隣接の区とか自治体があると思うのだが、そういうような、例えばうちも大泉学園町があるが、こちらから行くと和光市みたいなところである。そうすると、和光市の方とか新座の方が練馬区の事業のところを利用したいという方が結構いらっしゃるのだが、ガードがかたくてなかなか入れないというか、特例に申請をしてもなかなか認めてもらえないということがあって。こんなに地方のところを認めるくらいなら、隣接の区域の近くの方であれば、歩いて通えるような方もいらっしゃるわけである。そういうような方にも近くだったら認めてもいいのではないかなという気もするのだが。

その辺のところは、それとも、数少ない介護保険の施設なので、できるだけ他の自治体には使ってもらいたくないということ。その割には、たくさん、よその自治体のところで70人とかが使っているのを見ると、何か都合がよすぎるような気もするのだが、いかがか。

(介護保険課長) 非常に耳の痛いご指摘で、痛み入る。実は、東京都内というふうに一括して書いてあるが、東京都内のご利用者の方というのは、実は今ご指摘のように杉並とか、それから中野とか板橋とか、そういうところのご利用者さんが非常に多くなっている。

これも後ほどの別紙1で練馬区地域密着型サービスの利用指針についての裏面の(2)区外の被保険者が区内の事業所を利用することができる事由ということがあるので、ここで説明をさせていただいてよろしいか。

(委員長) 委員よろしいか。そのほかあるか。よろしいか。

(なし)

(委員長) それでは、その他の方に移っていく。

(介護保険課長) 今ご質問の出た、まず区外の方がどういう場合に利用できるのか、区外の方が区内の地域密着型サービスをどういうふうにご利用できるかということで、別紙1をつけさせていただいたので、これについても若干、おおむね5分程度かかるが説明をさせていただいてよろしいか。

では、別紙1をごらんいただきたい。練馬区地域密着型サービスの利用指針についてというものを定めている。読ませていただく。

【別紙1について説明】

(委員長) それでは、その他の方に移る。1番、介護保険についてということで、資料5の説明を介護保険課長、よろしく願います。

その他

## 1 介護保険について

(介護保険課長)

【資料5について説明】

---

(委員長) ただいまの説明で何か質疑があるか。ご質問があればどうぞ。よろしいか。

(なし)

(委員長) では、その他、事務局からお知らせがあるので、事務局お願いします。

(事務局) 2つほどご案内がある。まず1点目が、本日の議題にはないのだが、練馬区保健福祉サービス苦情調整委員という、区が設置した苦情を解決するための第三者機関、こちらの方のパンフレットと、あと平成20年度の活動報告書、これを席上に配付させていただいている。こちらについて後ほどごらんいただければと思う。

それから、2つ目なのだが、前回この会でご提案させていただいたのだが、介護保険制度の勉強会の日程を決めさせていただいた。10月29日、木曜日、午後で開催する予定である。介護保険の運営協議会と合同で開催する予定である。ご希望によりご参加いただければと思っている。後ほど、詳しい詳細についてはご案内を皆さんに送付させていただこうと考えている。以上である。

(委員長) 続きまして、次回の日程については、事務局の方からお願いします。

(事務局) 次回、第4回の地域包括支援センター運営協議会および密着型サービス運営委員会の開催時期については、12月18日、金曜日、午後3時からを予定している。以上である。

(委員長) 次回第4回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催については、12月18日、午後3時から5時の開催でよろしいか。

(異議なし)

(委員長) 開催通知につきましては、改めて皆さんにお送りする。よろしくをお願いします。以上で本日の会議を終了させていただく。

なお、資料1の地域密着型サービス事業者の公募についての資料は、席上に置いておいていただきたい。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、ぎりぎりだが、本日も活発なご意見等いただきましてどうもありがとうございました。これで会議を終わる。